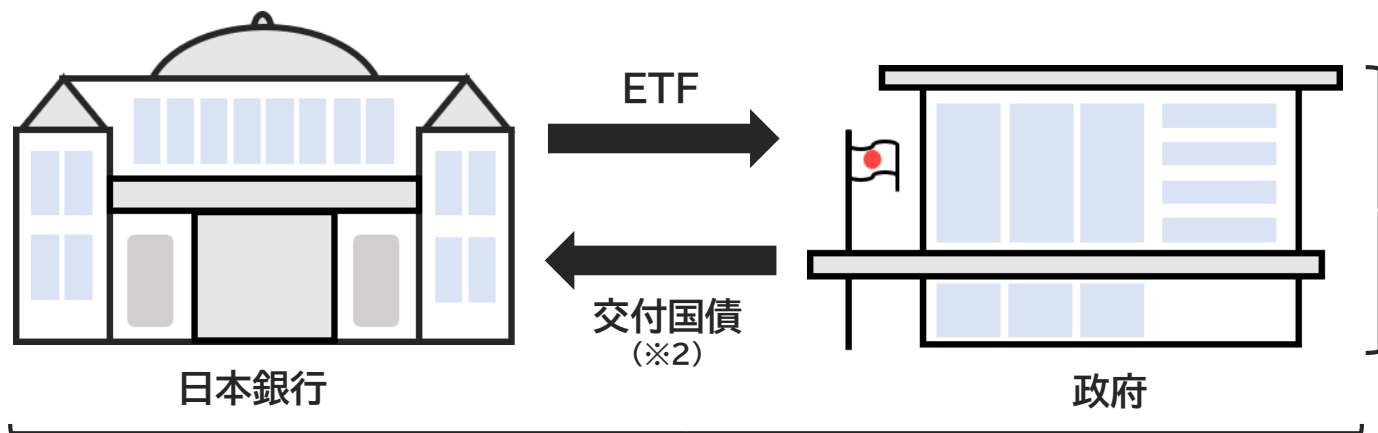


# 閣法「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」修正案について(概要)

本修正案は、(1)子育て世代の負担増に繋がる「子ども・子育て支援金」を廃止し、(2)現在日本銀行が保有しているETFから得られる分配金収入を代替財源として活用するために、所要の措置(※1)を講じるものである(別添①参照)。



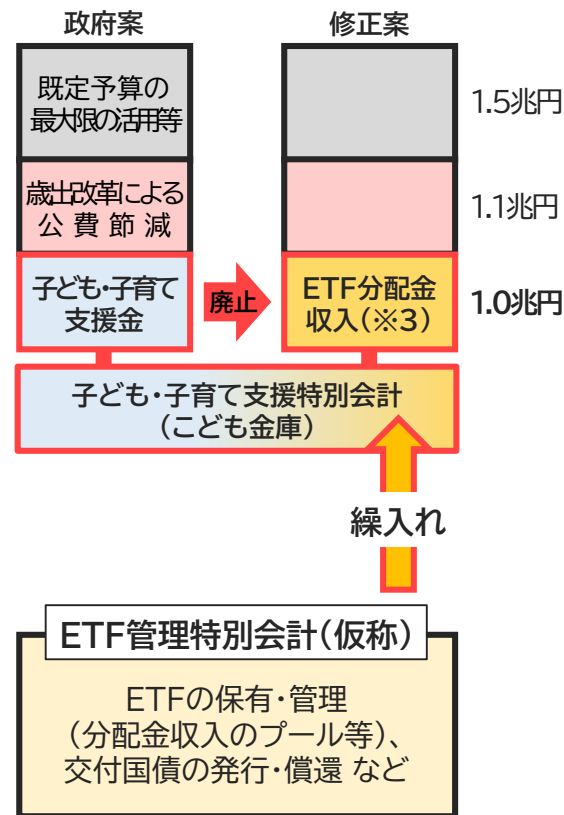
日本銀行の機関決定を経た上で、同行が保有しているETF(簿価37兆円)を政府が買い取り、対価として、現金ではなく交付国債を交付

**日銀の金融政策正常化と  
子ども・子育て支援財源の確保を両立**  
(立憲民主党「新しい金融政策」の具体化)

(※2) 国が金銭の給付をする代わりに交付する無利子の国債のこと。保有機関の求めがあった場合に現金で償還するという小切手のような性質の国債であり、財政法第5条で日銀による直接引き受けが禁じられている国債には該当しないと考えられる。

(※3) 直近2022(令和4)年度の日銀決算では約1.1兆円とされているが、株価が変動した場合の見込み額については、別添③を参照。なお、1兆円を超える余剰分は、分配金減収時のリスクバッファ、交付国債の償還、一般会計への繰入れ等のために、ETF管理特別会計(仮称)に積み立てることとする。

## 「加速化プラン」(3.6兆円)の財源



(※1) 別途、今国会中に特別会計法の改正案を提出予定(別添②参照)

## 別添①

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 一 子ども・子育て支援納付金に係る規定の削除

子ども・子育て支援納付金の制度は創設しないこととし、これに関連する規定を削除すること。

(第一条等関係)

### 二 財源を確保するための措置

子ども及び子育ての支援に関する施策に要する費用に係る財源については、日本銀行が保有する特定上場投資信託受益権に係る収益の分配金を活用することとし、そのために必要な法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

(新第二十二条関係)

### 三 経過措置及び関係法律の整備

附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別法律で定めること。

(附則第四十六条関係)

### 四 その他

その他所要の規定を整備すること。

## 日本銀行が保有するETFの買取り・活用のスキーム 概要（案）

次のようなスキームにより、日本銀行が保有するETFを政府が買い取り、活用するため、法制上の措置（※）を講ずることとする。

※ 「特別会計に関する法律」の改正を想定

- 1 政府は、日本銀行が保有しているETFを買い取るため、交付国債を発行し、日本銀行に交付することができるものとする。
- 2 政府は、ETF管理特別会計（仮称）を設置し、日本銀行から買い取ったETFを保有・管理するものとする。
- 3 ETF分配金収入のうち、政府案の子ども・子育て支援納付金に相当する額（約1兆円）は、ETF管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計（こども金庫）に繰り入れ、子ども・子育て支援政策の財源とするものとする。
- 4 1の交付国債の償還は、ETF管理特別会計の負担において行うものとし、ETFの売却収入やETF分配金収入のうち子ども・子育て支援政策の財源に充てる部分以外の部分を充てるものとする。
- 5 政府は、ETF分配金収入が納入されるまでの間の措置として、子ども・子育て支援政策の財源に充てるため、特例公債を発行することができるものとする。

### 別添③

## (参考)ETF分配金収入の見通しについて

- 日経平均株価を4万円（変動幅は±10%、±20%、±30%）と想定して試算した場合、分配金収入の見通しは以下のとおりになる。

日経平均株価 (変動幅)	2万8000円 (-30%)	3万2000円 (-20%)	3万6000円 (-10%)	4万円 (±0%)	4万4000円 (+10%)	4万8000円 (+20%)	5万2000円 (+30%)
分配金収入	1兆1321億円	1兆2260億円	1兆3104億円	1兆3874億円	1兆4584億円	1兆5245億円	1兆5863億円

(注) 2022年4月以降の分配金収入、日経平均株価、1株当たり当期純利益を基に推計した。